

『東大阪市いきいき長寿TRYぷらん2027』

策定業務プロポーザル実施要領

東大阪市高齢者保健福祉計画

東大阪市第10期介護保険事業計画

東大阪市認知症施策推進計画

東大阪市
令和7年7月18日

『東大阪市いきいき長寿TRYぷらん2027』策定業務プロポーザル実施要領

この要領は、東大阪市高齢者保健福祉計画・東大阪市第10期介護保険事業計画・東大阪市認知症施策推進計画策定業務の委託先を選定するために実施する企画提案募集に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 概要

(1) 業務名

『東大阪市いきいき長寿TRYぷらん2027』策定業務

(2) 業務目的

高齢者に関する市民のニーズ調査を実施し、現高齢者福祉施策、介護保険事業及び認知症施策の分析を行い、上記計画（令和9年度～令和11年度）を策定するにあたり、豊富な情報・経験・知識などを有し、業務能力に優れた受託事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するもの。

(3) 業務内容

別紙『東大阪市いきいき長寿TRYぷらん2027』策定業務仕様書（以下「仕様書」という）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 委託金額

6,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

（内訳）高齢者保健福祉計画（認知症施策推進計画を含む）にかかるもの

3,300,000円

介護保険事業計画にかかるもの

3,300,000円

ただし、支払は業務終了後とする。

(6) 契約保証金

東大阪市財務規則第117条第3号に基づき免除とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格を有するものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 本市の入札参加有資格者名簿に記載されている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第1項第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定するその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にある団体でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (7) 中核市規模以上の自治体において、高齢者福祉計画・介護保険事業計画等を含む福祉に関する行政計画の策定支援業務を直近5年以内に受託し、完了した実績があること。
- (8) プライバシーマークの付与認定若しくはISMSの認定を受けている又は、法人における情報セキュリティポリシーが指針等によって確立されていること。

3 プロポーザル実施スケジュール（予定）

・募集開始	令和7年7月18日（金）
・参加表明書提出及び質問締切	令和7年8月 1日（金）正午
・質問回答	令和7年8月 7日（木）
・提案書提出期限	令和7年8月20日（水）正午
・プレゼンテーション	令和7年8月28日（木）
・審査結果通知	令和7年9月上旬

※スケジュールは変更となる場合がある。

4 プロポーザルへの参加（参加表明書の提出）

本企画提案への参加表明方法は次のとおりとする。提出期限までに参加表明がなかった事業者のプロポーザルへの参加は認めない。また、参加表明後に辞退する場合は「辞退届（様式第7号）」を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年8月1日（金）正午まで（期限厳守）
- (2) 提出方法 「**11 事務局**」宛に提出書類を電子メールにより提出すること。
メールタイトルは「計画策定プロポーザル参加表明【事業者名】」とし、電話で受信確認を行うこと。
- (3) 提出書類 i) 参加表明書（様式第1号）
ii) 会社概要パンフレット等、提案事業者の事業概要が分かる資料

5 質問の受付・回答

参加表明事業者が、本企画提案の内容について不明な点があった場合の質問方法は次のとおりとする。電話、FAX、窓口訪問による口頭での質疑は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和7年8月1日（金）正午まで（期限厳守）
- (2) 質問方法 「**11 事務局**」宛に「質問書（様式第6号）」を電子メールにより提出すること。
メールタイトルは「計画策定にかかる質問書【事業者名】」とし、電話で受信確認を行うこと。
- (3) 回答方法 令和7年8月7日（木）に全参加表明事業者へメール（参加表明書に記載されたメールアドレス宛て）にて回答。

6 提案書の提出

参加表明事業者は、次のとおり提案書類を提出すること。提出期限までに提出がなかった事業者のプロポーザルへの参加は認めない。

- (1) 提出期限 令和7年8月20日（水）正午（期限厳守）

(2) 提出方法 「**11 事務局**」まで持参又は郵送

持参の場合は土・日・祝日を除く開庁日の9時から17時までを受付時間とする。

郵送の場合は配達記録の確認できる方法により、提出期限前日に必着とする。

(3) 提出書類

- ① 提案書（様式第2号）
- ② 提案内容書（様式第3号）
- ③ 予定主任技術者経歴書（様式第4号）
- ④ 誓約書（様式第5号）
- ⑤ 見積書（様式任意）
経費の内訳を記載のこと。
- ⑥ 会社概要パンフレット、サンプル等資料
- ⑦ 市民アンケート（案）
 - A 要介護1～5以外の方
 - B 要介護1～5でかつ在宅で介護サービスを受けている方
 - C 家族介護者向けアンケート（上記介護サービスを受けている方に同封）

（留意点）

厚生労働省が示している介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を念頭に、地域包括ケア「見える化」システムへ調査結果を登録することを踏まえ、また計画策定にあたり他にアンケート項目に追加すべき項目があれば、追加すること。

(4) 提出部数

- ・ 正本1部
- ・ 副本8部（副本中には、社名のほか、ロゴ等、提案事業者が特定できるような表記を一切表示せず、該当部分を全て黒塗り等で被覆すること。）

(5) 提案書作成要領

- ① 形式はA4版、縦型、横書き（両面印刷可、A3用紙の綴込可）とし、表紙・目次・ページづけした提案書類一式をファイル等に綴ること。
- ② 様式について、記入欄の足りない場合は、適宜追加しても構わない。
- ③ 一事業者一提案とする。
- ④ 提出書類は返却しない。また、書類提出後の修正・差換えは不可とする。
- ⑤ 提案においては、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、具体的で明確な提案書にすること。

(6) 提案内容書記載事項

本業務全体の実施方針について、提案事業者の考え方・姿勢を示したうえで、別紙仕様書の内容に基づき、次の事項について提案書を作成すること。

- ① 過去の実績
- ② 本業務の実施方針及び実施体制
- ③ 応募事業者からの提案・創意等
 - ・ 別紙仕様書の業務のほか、応募事業者からの提案・創意等があれば記載すること。
- ④ 国の動向等について

- ・ 現在の高齢者保健福祉・介護保険情勢の認識
- ・ 次期計画策定に向けた国の方向性の認識
- ⑤ 市民アンケートの分析方法
- ⑥ 支援内容について
 - ・ 仕様書に示す各種支援内容について、業務遂行スケジュールなどできる限り具体的なものにする
- ⑦ 特に PR する事項

7 プレゼンテーション

提案書をもとに、『東大阪市いきいき長寿TRYぷらん』策定業務委託契約事業者選考委員会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり提案書提出順の降順に実施する。

- (1) 開催日 令和7年8月28日（木）
- (2) 開催場所 東大阪市総合庁舎9階会議室
- (3) 開催内容 プレゼンテーション
- (4) 出席者 3名以内
- (5) 時間 30分以内（提案書等の説明20分以内（厳守）、質疑応答10分）
- (6) 留意事項
 - ・ プレゼンテーションは事業者名を非公開で実施するため、提案事業者自らの法人名等を称すること及び表示することを一切禁止する。
 - ・ 業務を遂行する中心的な役割を担う者が主たるプレゼンテーションを実施すること。
 - ・ 提案者が説明する内容は、企画提案書において提示した内容であること。
 - ・ 説明の際の補助資料の配布を認めるが、A4版で片面印刷5ページ以内とし、社名等提案事業者が特定されないようにすること。

8 評価基準

項目	ポイント	配点
的確性	・ 本業務を深く理解し、本市の実情を適切に把握した実効性のある計画を策定することが期待できるか。 ・ 次期計画策定に向けた国の方向性を踏まえた提案がなされているか。	20
実現性	・ 計画的かつ適切な業務工程が組まれているか。 ・ 独自の優れた視点や創意工夫、実現性はあるか。	15
実施体制	・ 本業務に対し十分な業務実施体制、支援体制、連絡体制が取られているか。 ・ 同種の計画策定の履行実績があり、十分な業務実施能力を有しているか。	15
信頼性	・ 資本金、コンプライアンス、情報セキュリティ等、企業としての信頼性は十分か。 ・ 本市の業務負担の軽減が図られているか。本市の要望に対し迅速な対応が期待できるか。	15
アンケート	・ アンケートの実施・集計・分析・現状把握・課題整理・報告の手法は的確か。 ・ 市民アンケート（案）はわかりやすく読みやすい構成か。	10

見積額	・見積額に対し十分な費用対効果が見られるか。 ・適正な単価及び人員で積算されており、提案内容や業務量と整合性があるか。	10
プレゼンテーション	・業務に対する熱意と意欲が感じられるか。 ・説明者や業務遂行職員が十分な能力を有していると感じられるか。 ・質疑の対応評価 意見は明確か。 コミュニケーション能力はあるか。	15
計	合格最低基準点は60点とする。	100

9 選定方法

選定は、企画提案書一式、プレゼンテーション、質疑に基づく総合評価方式によるものとする。市内部に設置された選考委員会により、各選考委員が採点を行い、総合得点が最も高い事業者を優先交渉権者として決定する。なお、総合得点が「**8 評価基準**」に示す合格最低基準点に満たない者は失格とする。また、応募が1者のみであった場合においても、プレゼンテーションを実施し、採用するかを総合的に判定する。

プロポーザル参加事業者への審査結果通知は令和7年9月上旬に行う。

10 その他事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (2) やむをえず、主任技術者（責任者）を変更する場合は、従前の担当者同等以上の技術を有することとし、事前に本市の了解を得たうえで届け出るものとする。
- (3) 提案書記載の内容は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。
- (4) 次のいずれかに該当する事業者は失格とする。
 - ① 企画提案書類一式に虚偽の記載をした場合
 - ② 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ③ 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合
 - ④ 2通以上の書類提出がなされた企画提案の場合
 - ⑤ その他実施要領の条件に一致しない企画提案の場合
 - ⑥ 提案に関して談合等不正行為があった場合
 - ⑦ 契約締結日までに前記「**2 参加資格要件**」を満たさなくなった場合

11 事務局（提出先）

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 福祉部 高齢介護室 高齢介護課 （本庁舎9階）

担当者 岩崎

T E L 06 - 4309 - 3185 F A X 06 - 4309 - 3814

e-mail koreikaigo@city.higashiosaka.lg.jp